政　令

健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七号

健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条の十第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第一項中「四千二百五十円」を「四千三百五十円」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「七千七百円」を「九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和五年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報の提供の申出を行った者が同法第百五十条の十第一項の規定により納付すべき手数料の額については、第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十四条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同法第十七条の二第一項の規定により納付すべき手数料の額については、第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

最高裁判所

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この条及び次条第一項において」を削る。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織を使用する方法等による申請等）

第十二条　貸与申請書の提出、第三条第四項に規定する申請書の提出及び第五条に規定する撤回書の提出（以下この条において「貸与申請書等の提出」という。）については、これらの規定にかかわらず、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所の定める電子情報処理組織（最高裁判所若しくはこれに置かれる機関又はこれらの職員であって独立に権限を行使することを認められたものの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と貸与申請書等の提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって最高裁判所が定めるものにより行うことができる。

2　前項の方法により行われた貸与申請書等の提出については、当該貸与申請書等の提出に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

附　則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省　令

○厚生労働省令第百三十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の二第九項第一号ハ中「及び附則第十七条の二の七」を削る。

附則第十七条の二の七を次のように改める。

（キャリアアップ助成金に関する暫定措置）

第十七条の二の七　第百十八条の二第九項の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九項各号列記以外の部分	短時間労働者労働時間延長コース助成金	定める額
第九項第一号ハ	社会保険適用時処遇改善コース助成金	定める額（一の事業所において、対象者一人につき、同号に掲げる額のいずれかの額に限る。）

ハ　次のいずれかに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等について処遇の改善を図つたものであること。

(1)　その雇用する有期契約労働者等であつて健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三時間以上延長すること（当該措置を講じた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。

(i)　賃金をおおむね十五パーセント以上増額する措置